

平成 30 年 3 月 12 日

各建設業者団体の長 様

広島県土木建築局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
建設産業課

経営事項審査制度の改正について（通知）

広島県の建設行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日から経営事項審査の審査項目及び基準等が改正されることに伴い、「経営事項審査の手引き」を改正し、広島県ホームページに掲載しました。

また、この制度改正に伴い、従来の基準による結果通知を受けた申請者は、再審査申立をすることで、新基準により再度結果通知を受けることができるため、旧基準で結果通知を受けている建設業者に対しては、ハガキ等で周知を図ることとしています。

つきましては、貴職からも会員の皆様への周知をよろしく申し上げます。

（広島県ホームページ）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>（広島県のホームページ）→「しごと・産業・観光」
→「土木・建築関係」→「建設業に関することなら」→「建設産業課」→「建設業の経営事項審査について」

担当 建設業グループ
電話 082-513-3822
（担当者 坂本）